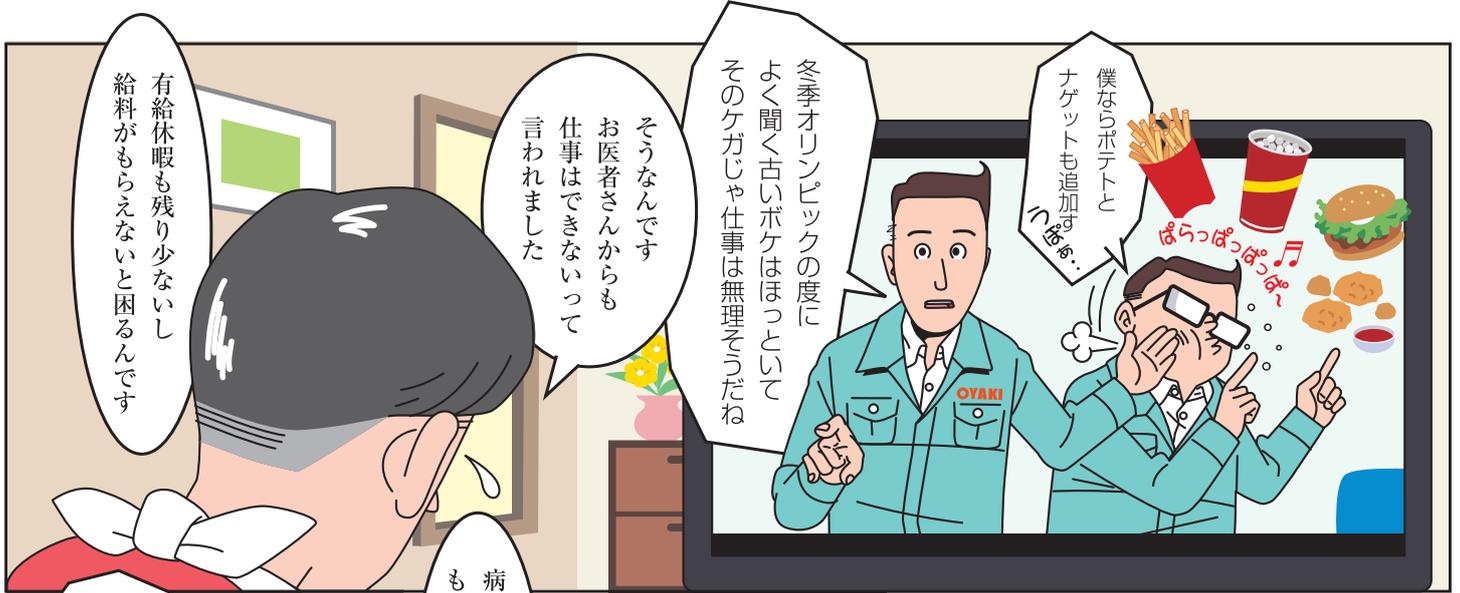


病気やケガで働けないときには 傷病手当金





① 健康保険に加入している被保険者であること

② 病気やケガの療養のための休業であること
(仕事による病気やケガを除く)

③ 仕事に就くことができないこと

④ 連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと

⑤ 休業した期間についての給与の支払いがない
または減額されていること

おち!

それだけもらえるなら安心ですね
どうやって申請するんですか?

傷病手当金は①から⑤の
すべてを満たすともらえます

● 日額: 直近12か月の標準報酬月額_{平均} ÷ 30日 × $\frac{2}{3}$

● 支給期間: 1年6か月

傷病手当金は
日額で支給されて
普段の給料の3分の2
くらいが目安です



4ページ目は
お医者さん等の
療養担当者が
記入するんだ

療養担当者
記入用 (4ページ)

事業主記入用 (3ページ)

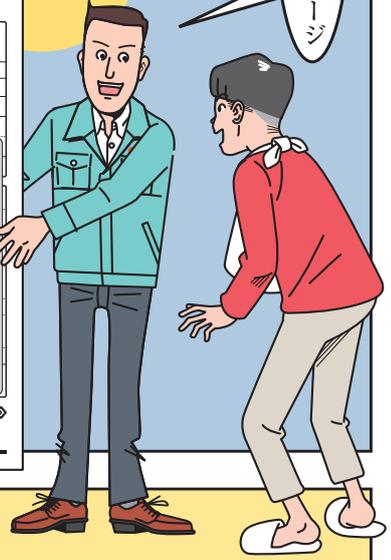
3ページ目は
事業主が記入



被保険者記入用
(1ページ・2ページ)

まず申請書の準備からだね
協会けんぽのホームページから
ダウンロードできるよ

申請書は全部で4ページ



※こちらは令和5年1月以降に使用していただく申請書です

申請書2ページ: 「申請内容」と「確認事項」

確認ポイント

- ✓ 仕事の内容は記入されていますか？
- ✓ 傷病名のチェックは入っていますか？
- ✓ 傷病の原因は記入されていますか？

※ケガの場合は、別途「負傷原因届」の提出をお願いします。

よく不備がある箇所
は左の通り
内容をしっかり確認
してから申請しよう

申請書3ページ: 「事業主が証明するところ」

確認ポイント

- ✓ 被保険者氏名は記入されていますか？
- ✓ 申請期間の勤務状況 (出勤日に○) は漏れなく
記入されていますか？
(年月は申請期間に出勤がなくても記入が必要です)
- ✓ 有給、出勤の有無にかかわらず支給される
各種手当等は漏れなく記入されていますか？
- ✓ 事業主証明日は、証明期間の
最終日以降の日付になっていますか？



※令和5年1月以降の記入例です



改正のポイントと支給期間の考え方は右の通りです

改正のポイント

- 支給期間中に途中で就労するなど**傷病手当金が支給されない期間がある場合には支給開始日から起算して1年6か月を超えても繰り越して支給可能**となります
- 令和3年12月31日時点で支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金（令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です

支給期間（1年6か月）の考え方

改正前 支給開始日から起算して1年6か月を過ぎるとその後は不支給

出勤	欠勤 <small>(療養期間)</small>	出勤	欠勤 <small>(療養期間)</small>	出勤	欠勤 <small>(療養期間)</small>
待期間 <small>(3日間)</small>	支給	不支給	支給	不支給	不支給
	← 1年6か月 →				

改正後 支給開始日から通算して1年6か月まで支給

出勤	欠勤 <small>(療養期間)</small>	出勤	欠勤 <small>(療養期間)</small>	出勤	欠勤 <small>(療養期間)</small>
待期間 <small>(3日間)</small>	支給	不支給	支給	不支給	支給
	— 通算1年6か月 —				

令和4年1月1日から傷病手当金の支給期間について健康保険法が改正されました

傷病手当金について 詳しくはこちら！